

Ⅲ 充実・強化すべき取組

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題とそれに対応して、第4期計画において充実・強化すべき取組は、次のとおりです。

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題	充実・強化すべき取組
<p>① サポートステーション・「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への認知度が低い。 ・ 子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい環境づくりが求められている。 	<p>犯罪被害者等支援への理解促進と広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や教育委員会、学校等と連携した講演会など普及啓発事業の実施 ・ 子ども・若者にも伝わりやすいWeb媒体等による、より効果的な広報の実施
<p>② 「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）との連携が必要である。 ・ 医療支援を受けやすい環境整備が必要である。 	<p>相談・支援機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制の整備 ・ 相談員向け研修の充実・強化 ・ 証拠採取等の実施体制の充実 ・ 「かならいん」と産婦人科以外の診療科も含めた医療機関との連携強化
<p>③ 市町村との連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の犯罪被害者等への支援の取組に差があることから、居住地による支援の格差が発生している。 ・ 県と市町村の役割分担や、市町村の支援実績を含めた県全体の支援状況が見えにくい。 	<p>市町村の取組に対する支援と連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター配置など市町村の取組支援のための連携強化、情報提供、人材育成の更なる充実 ・ 県警察、市町村との役割分担や、具体的連携方法等の共有
<p>④ 経済的支援、日常生活や住居の確保への支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的支援のあり方の検討が必要である。 ・ 家事、育児など、生活支援の対応が十分ではない。 ・ 県営住宅の一時利用など、利用実績が低い支援のあり方の検討が必要である。 	<p>経済的支援、日常生活や住居の確保への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見舞金制度の導入や既存の各種社会保障・社会福祉等制度の活用等による経済的負担の軽減に向けた支援の充実 ・ 市町村への財政支援や市町村等との連携による生活支援の充実 ・ より利用しやすい住居支援のあり方の検討
<p>⑤ 犯罪被害者等を支える人材の育成に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員等の育成に、より力を入れ、質的、量的に支援を一層拡充する必要がある。 	<p>犯罪被害者等を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等を充実し、様々な相談に対応できる相談員等の育成 ・ 子ども・若者等への性被害に的確に対応できる人材の育成